

宇美町からののお知らせ

町から新しい制度や情報をお知らせします。

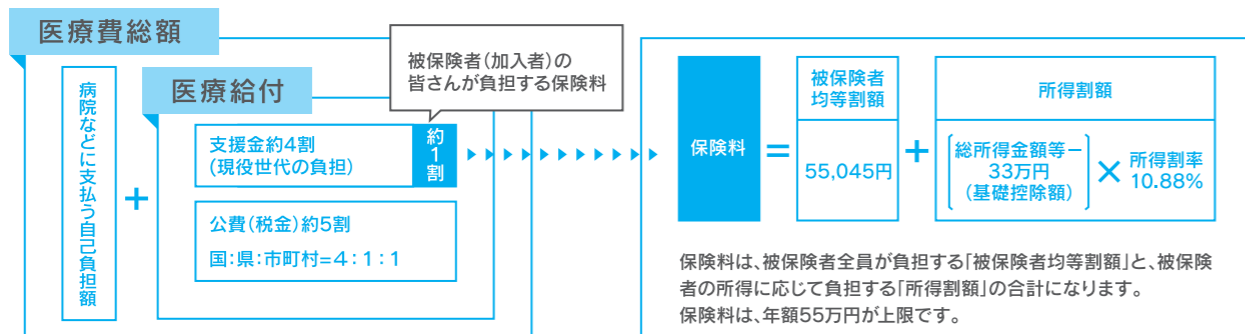
後期高齢者医療制度の保険料について

保険料は、平成24年中の所得金額と世帯(注1)の状況を基に算定を行い、決定します。

(注1):「世帯」とは、平成25年4月1日時点の世帯(75歳になる人、県外からの転入者などはその時点)を基準にしています。

被保険者(加入者)の皆さんへ「平成25年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を7月中旬にお届けします。

保険料の決まり方(計算方法)



- 保険料は、県内どの地域でも同じ基準で算定されます。
- 保険料は、加入者一人一人にかかります。保険料率(被保険者均等割額、所得割率)は、2年ごとに見直されることになっており、平成24年度に改定されています。
- 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入-公的年金等控除」、「給与収入-給与所得控除」、「事業収入-必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。
- 例えば、公的年金等の収入のみの人で、年額が153万円以下の場合、総所得金額等は33万円以下となるため所得割額はかかりません。

保険料の軽減について

均等割額の軽減 平成25年度では、平成24年度の保険料軽減措置(被保険者均等割の9割・8.5(7)割(注2)・5割・2割軽減)を継続して行います。(注2):原則は「7割軽減」ですが、特例措置により「8.5割軽減」となっています。

均等割額軽減割合	軽減後の均等割額(年額)	
	平成25年度	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額(注3)の合計額
9割軽減	5,504円	[33万円(基礎控除額)]以下で、かつ[被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)]
8.5(7)割軽減	8,256円	[33万円(基礎控除額)]以下
5割軽減	27,522円	[33万円(基礎控除額)+24.5万円×被保険者(世帯主を除く)の数]以下
2割軽減	44,036円	[33万円(基礎控除額)+35万円×被保険者数]以下

(注3):軽減対象所得金額は、基本的には総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入-公的年金等控除-15万円」となるなど、例外があります。

所得割額の軽減 総所得金額等が91万円以下(公的年金のみの場合は、収入額で211万円以下)の人は、所得割額が5割軽減となります。

被用者保険(注4)の被扶養者であった人の軽減 後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった人は被保険者均等割額が9割軽減となります。また、所得割額はかかりません。
(注4):被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

保険料の減免制度について

災害や失業等により保険料の納付が困難となった場合は、保険料が減免できる場合がありますので、住民課年金係へご相談ください。

8月

後期高齢者医療制度の

被保険者証が新しくなります



現在の被保険者証は、平成25年7月31日までの有効期限となっております。

8月1日から使用できる被保険者証(オレンジ色)の有効期限は、平成26年7月31日までの1年間となっております。7月下旬に郵送します。

8月1日以降に受診される場合は、新しい被保険者証(オレンジ色)を医療機関の窓口へ提示してください。

7月31日までに新しい被保険者証(オレンジ色)が届かない場合は、住民課年金係へお問い合わせください。

なお、保険料の滞納がある場合は、通常より有効期限が短い被保険者証を住民課年金係で受け取りいただくことがあります。

被保険者証の自己負担割合

をご確認ください

医療機関で受診する際の医療費の自己負担割合は、1割または3割です。

毎年8月に前年の所得をもとに、今年8月から翌年7月までの1年間の自己負担割合の判定を行います。

自己負担割合は、同じ世帯の被保険者で

市町村民税の課税所得が145万円以上の人がいる場合は、3割となります。(※)

ただし、市町村民税課税の所得が145万円以上であっても、次の①または②に該当する場合は、お住まいの市区町村窓口へ申請すれば1割の自己負担割合となります。

①同じ世帯の被保険者が2人以上の場合... 同じ世帯の被保険者全員の収入の合計額が520万円未満

②同じ世帯の被保険者が本人のみの場合... (次のアまたはイに該当)

ア...本人の収入が383万円未満
イ...本人と同じ世帯の70歳から74歳までの人の収入の合計額が520万円未満

※市町村民税の課税所得が145万円以上であっても、前年の12月31日現在において、被保険者が世帯主であり、同じ世帯に合計所得金額が38万円以下である19歳未満の世帯員がいる場合には、1割の自己負担割合となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在、お持ちの限度額適用・標準負担額減額認定証(以下、減額認定証)といいますが、(の有効期限は、平成25年7月31日までに)なっています。

減額認定証をすでにお持ちの方で、平成25年度の市町村民税が非課税世帯の方には、8月1日からの減額認定証を被保険者証とは別に7月下旬にお届けします。

【減額認定証とは】

市町村民税が非課税の世帯に該当する方が、入院または高額な外来診療を受けるときに、減額認定証を医療機関窓口へ提示すると、医療費の自己負担限度額や、入院時の食費、居住費の負担が軽減されます。なお、減額認定証をお持ちでない方が新たに交付を希望する場合は、住民課年金係での申請手続きが必要となります。

【申請に必要なもの】

被保険者証印鑑その他

問い合わせ先
「住民課年金係」TEL 0934-12241
「福岡県後期高齢者医療広域連合」
TEL 093-13111